

千葉県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について

平成8年3月25日  
例規(刑)第9号  
警察本部長

題名改正〔平成20年例規(警)57号〕

〔沿革〕	平成11年3月例規(警)第12号	平成12年4月例規(警)第18号
	平成14年4月例規(警)第40号	平成16年3月例規(警)第21号
	平成17年3月例規(警)第22号	平成18年3月例規(警)第10号
	平成20年6月例規(警)第57号	平成22年3月例規(警)第12号
	平成23年3月例規(警)第9号	平成24年4月例規(警)第19号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を次のとおり定め、平成8年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

千葉県警察被害者支援推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、千葉県警察の被害者支援について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

1 被害者

犯罪(刑事事件として立件されない犯罪、触法行為及び犯罪に類する行為を含む。)による被害を受けた者及びその遺族をいう。

2 被害者支援

警察の活動のうち、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応する形で行われる被害者をめぐる活動をいう。

(委員会)

第3 委員会

1 設置

被害者支援の効果的な推進を図るため、県本部に被害者支援推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 任務

委員会は、被害者支援について千葉県警察としての取組みの基本方針及び具体的な施策を決定し、推進することを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
副委員長	警務部長
委員	総務部長
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	警備部長
	千葉市警察部長
	警察学校長
	成田国際空港警備隊長
	関東管区警察局千葉県情報通信部長

その他委員長が指名する者

4 運営

- (1) 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会議を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(幹事会)

第4 幹事会

- 1 委員会に被害者支援幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。
- 2 幹事会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 委員会を補佐すること。
  - (2) 委員会の基本方針に基づき、各施策の企画調整、被害者支援の理念の徹底及び被害者支援の体制と役割について審議すること。
  - (3) 被害者支援に関し、各部の連絡、調整を行うこと。
  - (4) 被害者支援作業部会（以下「作業部会」という。）への特命事項に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長	警務部長
副幹事長	警務課長
幹事	総務課長
	会計課長
	監察官室長
	生活安全総務課長
	地域課長
	刑事総務課長
	組織犯罪対策課長
	交通総務課長
	公安第一課長
	千葉県警察部総務課長
	警察学校副校長
	成田国際空港警備隊副長
	関東管区警察局千葉県情報通信部通信庶務課長
	その他幹事長が指名する者

- 4 幹事会の運営は、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 5 幹事長は、幹事会の結果を委員会に報告するものとする。

(部会)

第5 部会

- 1 部に当該部の名称を冠した被害者支援部会（以下「部会」という。）を置く。
- 2 部会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 部の所掌事務について被害者支援の推進事項及び指導を要する事項の把握に努めること。
  - (2) 部の諸情に応じた指導方針を定めること。
  - (3) 被害者に役立つ関係機関・団体を把握し、連携を図ること。
  - (4) 各所属に対し、日常の業務処理を通じての効果的な被害者支援の推進を指導すること。
- 3 部会は、当該部に部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をも

って充てる。

部会長	主管部長
副部会長	庶務担当課長
部会員	部会長が指名する者

- 4 部会の運営は、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- 5 部会長は、部会を開催したときは、その結果を幹事会を經由して委員会に報告するものとする。

(作業部会)

#### 第6 作業部会

- 1 幹事会に、作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の任務は、次のとおりとする。
  - (1) 幹事会を補佐すること。
  - (2) 各施策の具体的な推進方策を企画すること。
  - (3) 幹事会からの特命事項を処理すること。
- 3 作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

作業部会長	警務課長
副作業部会長	警務課犯罪被害者支援室長
作業部会員	総務課課長補佐
	広報県民課課長補佐
	会計課課長補佐
	警務課課長補佐
	教養課課長補佐
	生活安全総務課課長補佐
	子ども女性安全対策課課長補佐
	風俗保安課課長補佐
	少年課課長補佐
	生活経済課課長補佐
	サイバー犯罪対策課課長補佐
	地域課課長補佐
	鉄道警察隊隊長補佐
	刑事総務課課長補佐
	捜査第一課課長補佐
	捜査第二課課長補佐
	捜査第三課課長補佐
	組織犯罪対策課課長補佐
	捜査第四課課長補佐
	国際捜査課課長補佐
	交通総務課課長補佐
	交通捜査課課長補佐
	公安第一課課長補佐
	公安第二課課長補佐
	公安第三課課長補佐
	外事課課長補佐
	市警察部課長代理
	警察学校教務課長

関東管区警察局千葉県情報通信部通信庶務課課長補佐

その他作業部会長が指名する者

- 4 作業部会の運営については、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「作業部会長」と、「委員会」とあるのは「作業部会」と、「副委員長」とあるのは「副作業部会長」と、「委員」とあるのは「作業部会員」と読み替えるものとする。
- 5 作業部会長は、作業部会を開催したときは、その結果を幹事会又は部会を経由して委員会に報告するものとする。

第7 庶務

- 1 委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、警務課において行う。
- 2 部会の庶務は、当該部会の置かれている部の庶務担当課において行う。